

商標審査官 採用案内

経済産業省 特許庁

〒100-8915
東京都千代田区霞が関 3-4-3

審査業務部 商標課 (採用担当)

TEL 03-3581-1101 (内 2812)
03-3580-6864 (直通)
E-mail PA1400@jpo.go.jp



- 丸の内線・千代田線・日比谷線/霞ヶ関駅 (出口 A-13 番) より徒歩 7 分
- 丸の内線・千代田線/国会議事堂前駅 (出口 3 番) より徒歩 5 分
- 銀座線/虎ノ門駅 (出口 5 番) より徒歩 4 分
- 南北線・銀座線/溜池山王駅 (出口 8 番) より徒歩 5 分



リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

2025.5



特許庁のミッション・ビジョン・バリューズ (MVV)

より良い未来を拓く「知」は、
一人ひとりの「やりたい」から始まり、
その情熱こそが、真に豊かな未来へ導いてくれることを確信しています。

私たちは、「知」に寄り添い、
培ってきた実務の知見と最先端の技術を融合しながら、
未来を拓く「知」が生まれ、新たな価値が生み出される知財エコシステムを、
知的財産に関わる全ての人たちと協創します。

暮らしの質の向上から社会的課題の解決まで、
一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現するため、
イノベーションを促進することに
私たちは、全力で取り組みます。

Mission

「知」が尊重され、一人ひとりが創造力を発揮したくなる社会を実現する

Vision

産業財産権を通じて、
未来を拓く「知」が生まれ、新たな価値が生み出される
知財エコシステムを協創することで、イノベーションを促進する

Values

- ・透明性をもって、公正、公平に実務を行う
- ・ユーザーの立場で考える
- ・前例にこだわらず、改善を続ける
- ・新たな技術・知識を常に学び取り入れ、プロフェッショナルとして主体的に行動する
- ・多様な個性を尊重し、かけ合わせ、お互いを高め合う
- ・特許庁全体の視野に立つ

Contents

商標課長からのメッセージ	2	Part 03	work-life balance	
Part 01	introduction		仕事 × 育児	22
	知的財産権と産業財産権		充実した研修制度	23
	商標権について		商標審査官の1日	25
	商標権をもっている？	Part 04	interview & message	
	出願から登録までの流れ		若手職員へのインタビュー	27
	特許庁の組織		1年目職員からのメッセージ	29
	若手職員による審査室紹介		若手審査官へのQ & A	31
	商標審査業務について	Part 05	employee benefits	
Part 02	diverse career		採用後の処遇	33
	審査官の業務			
	審判官の業務			
	行政事務			
	女性管理職のメッセージ			

「商標」はビジネスのため、我々の生活のための必須アイテム

商標 (Trade Mark) は、商品・サービスや企業等の顔として、他の企業やその商品等と区別するために使用されるものです。

ブランド (Brand) の育成や価値を向上させる役割も果たし、ブランド力が着目されるあらゆるマーケットにおいて、その必要性は衰えることはなく、さらなる活用が期待されているものです。

「商標制度」は140年の歴史があり、そして進化を続ける

日本の商標制度は、明治17年(1884年)にスタートした長い歴史のある制度ですが、時代のニーズやビジネス環境の変化に応じた最新の制度でもあり続けるために、何度もアップデートを実施し、常に最適化が図られています。例えば、最近では仮想空間の商標についても検討されています。

この商標制度により特許庁に登録されている商標は、現存するものだけで約200万件あり、登録から100年以上経過している商標もたくさんあります。ネーミングやロゴマークだけではなく、立体形状や色彩のみ、音による商標もあり、現在も年間15万件以上の商標が出願されています。

「商標登録」すると強力な権利となり、半永久的に存続可能

商標は、特許庁に出願し、審査を受け、商標登録することで、商標権という権利が発生し、最大限に活用できるようになります。この権利は、更新すれば半永久的に存続させることも可能であり、逆に、登録していない商標を使用することは、他人の商標権を侵害する可能性があるため、大きなリスクとなります。

このような強力な権利を生じさせることの適否、つまり、出願された商標について、登録商標として保護すべき商標なのか、保護すべきでない商標なのかを審査しているのが商標審査官です。

「商標審査」は難しい。研鑽し、流行を捉え、適切に判断する

商標の審査をするには、「法律的観点」、「的確な事実認定能力」、「論理的思考力」、「文章作成能力」などの能力を培う必要があります。

また、法律や重要な裁判例などの審査のコアとなる専門知識だけではなく、幅広く知識を吸収しようとする意欲と、様々な分野の情報を得ていく柔軟性が求められます。新しい商品・サービスに関心を持ち、各分野の専門用語を調査し、芸能・スポーツ・サブカルチャーも含めて、一般に話題になっている様々な事柄に興味を持つとすることで、適切でバランスの良い審査ができます。

商標は生き物なので、その時々々の流行やトレンドなどにより捉え方は変化します。また、審査のための情報整理も、AIの発達などにより進化させていく必要があります。

審査は本当に難しいですが、商標をみた「人」がどのように感じるかを認定することが最も大切です。日々必要な能力を研鑽し、進化を続ける調査ツールを駆使し、すべての商標出願に対して、納得感のある判断となるよう努めています。



「商標審査官」は、高い専門性をコアとして、多岐にわたって活躍する

商標の審査をするには、「商標審査官」になる必要があります。そして、審査のための高度な能力と専門的かつ幅広い知見を有する商標審査官は、多方面から求められ、活躍の場を広げています。政策の企画、普及啓発、法律改正、ITシステムの開発に携わる場合や、在外公館、国際機関などに勤務する場合があります。

世界中の国や地域に商標審査官 (Trademark Examiner) の仲間がいて、国境を越えて協力・連携し、商標制度の発展を目指しています。

このパンフレットでは、商標審査官の働き方をたくさん紹介していますので、是非、みなさんに読んでもらいたいです。そして、将来の職種の選択肢として、「商標審査官」に興味を持ってもらえると嬉しいです。

商標課長 根岸 克弘

「知的財産権」という言葉、最近よく耳にしませんか？テレビや新聞等のメディアにおいて、知的財産権に関するニュースが取り上げられることが多くなるなど、近年、「知的財産権」が注目を集めています。知的財産権とは、知的創造活動によって生み出されたものを、財産として保護する権利です。知的財産権には、例えば著作権や育成者権など、様々な権利が含まれています。その中で、特許権、実用新案権、意匠権、商標権の4つの権利をまとめて「産業財産権」といいます。産業財産権制度は、発明、考案、意匠（デザイン）、商標（ブランド）を保護することにより、産業の発展に寄与することを目的としています。この産業財産権を所管している官庁が「特許庁」です。



産業財産権制度の目的

産業財産権制度は、新しい技術、新しいデザイン、ネーミングなどについて独占権を与え、模倣防止のために保護し、研究開発へのインセンティブを付与したり、取引上の信用を維持したりすることによって、産業の発展を図ることを目的としています。産業財産権制度は、21世紀の日本にとってますます重要になっていくと考えられます。

特許権

自然法則を利用した、新規かつ高度で産業上利用可能な発明を保護。

例／長寿命、小型軽量化したリチウムイオン電池に関する発明

意匠権

独創的で美感を有する物品の形状、模様、色彩等のデザインを保護。

例／携帯電話機をスマートにした形状のデザイン

実用新案権

物品の形状、構造、組合せに関する考案を保護。

例／衝撃吸収のための液晶保護フィルム

商標権

商品・サービスを区別するために使用するマーク（文字、図形など）を保護。

例／電話機メーカーが自社製品の信用保持のために製品などに表示するマーク

商標とは？

商標とは、「事業者が、自分の商品・サービスと他人の商品・サービスを区別するために使用するマーク」のことです。商標の種類には、事業者が独自に使う商品名、店名、ロゴマーク、立体的形状など様々なものがあります。消費者は、「昨日食べたお菓子と同じものを買おう」「このメーカーの製品が好き」「この商品名面白いから買ってみよう」というように、知らず知らずのうちに商標を目印に商品・サービスを選んでいきます。

商標の3つの機能



商標を保護する「商標権」

商標の使い始めはまだ世の中に知られていないので、商品・サービスを区別する目印にはなりますが、ただそれだけの存在。

しかし、事業者が商標を使い続ける + 品質の維持向上や広告宣伝といった企業努力をすることにより、商標に信用が備わり（商標が品質の証になる）、商標の知名度が高まり、その商標を使った商品・サービスは売れる・話題になるといった顧客吸引力につながります。商標の顧客吸引力は一朝一夕に得られるものではなく、コツコツ育てていくものといえます。

そんな大事な商標を他人に真似されたりしないように保護する権利が「商標権」。商標を保護する商標制度は「商標法」という法律によって定められています。

商標権



マーク（商標）

商品・サービス

「商標権」は、こんな権利

「商標権」は、商標登録されることによって生じる権利であり、マーク（商標）と商品・サービスとがセットになって構成されています。特許庁に出願する際に、マーク（商標）を使用する商品・サービスをあらかじめ指定します。「商標権」が設定されると、その指定した商品・サービスについて、マーク（商標）を独占的に使用することができ、その効力は日本全国に及びます。権利者以外の人は、その商標と同じ商標や似た商標を使用することができなくなります。

「商標権」は10年間存続し、更新登録申請によって更新することができます。更新を繰り返すことにより、半永久的な権利として存続することができます。

商標権

差止請求

損害賠償請求

輸入差止申立

etc.

権利を侵害されたら？

もし、商標権を侵害された場合（商標を真似された場合）には、法的手段をとることができます。商標を真似された商品の製造や販売の中止を求めること（差止請求）、真似されたことにより自分の商品の売上げが落ちるなどの損害が発生した場合には、その賠償を求めること（損害賠償請求）などがあります。

また、近年は海外で模倣品が作られ、それが日本に輸入される場合があります。このような場合には、税関に申し立てることにより、空港や港など、模倣品が輸入される水際で阻止することもできます（輸入差止申立）。

歴史ある商標制度

商標制度の歴史は古く、明治17年6月7日、最初の商標法である「商標条例」の制定から始まり、その後改正を重ね、現在の商標法に至っています。商標登録第1号はこのページの下にある左側の商標になります。また、その隣にある二つの商標は、明治時代に商標登録され、今でも有効な権利として存続しているものです。この商標に実際にふれられた方もいるのではないのでしょうか。実に100年以上にわたり活躍し続けている歴史と伝統ある商標です。



京都府の売薬業者・平井祐喜による商標。誤って包丁で指を切ってしまった人の絵です。平井の軟膏を塗れば怪我が治るというアピールでしょうか。



権利者 キリンホールディングス株式会社
商標登録第 30680 号
指定商品 「ビール」
出願日：明治 40 年 6 月 21 日
登録日：明治 40 年 9 月 30 日



権利者 キッコマン株式会社
商標登録第 50131 号
指定商品 「しょうゆ、ソース、食酢」
出願日：明治 44 年 8 月 15 日
登録日：明治 45 年 1 月 19 日

商標登録第1号
指定商品 「膏薬、丸薬」
出願日：明治 17 年 10 月 1 日
登録日：明治 18 年 6 月 2 日
※現在、権利は存続していません。

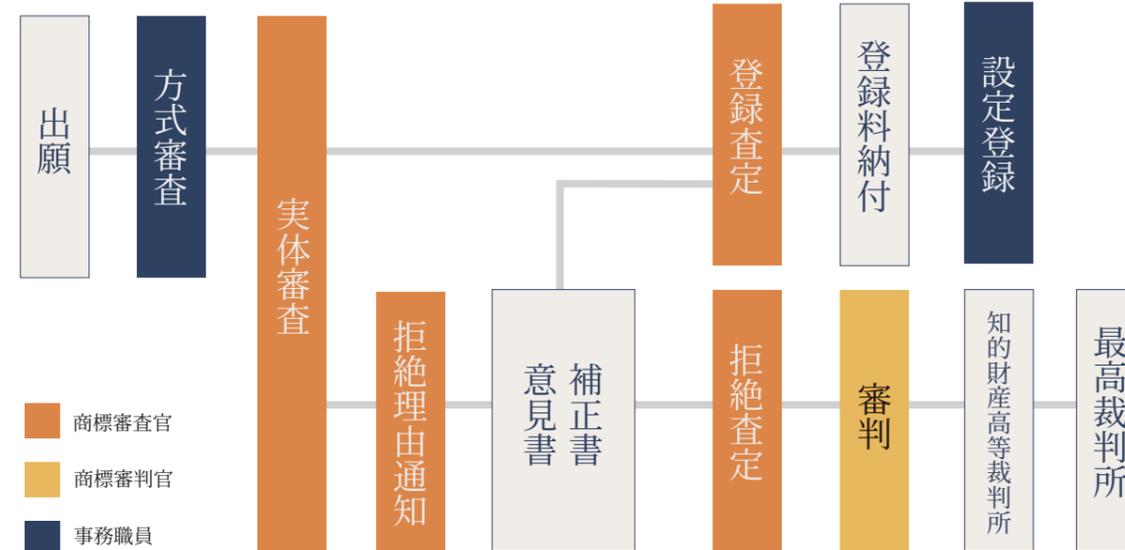
「商標権」を取得するための手続

商標権を取得するためには、特許庁での商標登録が必要です。まずは、所定の様式に従って書類を作成し、特許庁に商標登録の申請（出願）をします。

特許庁では、「方式審査」（書式等の審査）をした後、商標登録すべきか否かの「実体審査」（内容の審査）を行います。この「実体審査」が私たち商標審査官の腕の見せ所です。審査の結果、登録すべきと判断した場合は、「登録査定」という行政処分を行います。

その後、必要な登録料が支払われると、特許庁では商標登録を行います。この商標登録によって、商標権が発生します。商標が登録されると、権利者には「商標登録証」が交付されます（右図参照）。

「実体審査」がどのようにして行われるのかについては、10 ページで！



拒絶理由通知、拒絶査定

登録できない理由（拒絶理由）が見つかった場合、その理由を記載した「拒絶理由通知」という書類を出願人に送付します。出願人はその内容に対して、意見を述べたり、商品表示の補正を行ったりすることができます。これらの手続により拒絶理由が解消した場合は「登録査定」、解消しない場合は「拒絶査定」という行政処分を行います。

審判

出願人は、審査結果に対して不服がある場合に、審判請求をすることができます。審判は審査の上級審にあたり、審査結果の妥当性について判断します。

審判の詳細については 13 ページへ！

特許庁は、経済産業省の外局の一つです。商標審査官が商標の審査を行う部署（審査室）は、主に担当する産業分野に従って、「化学」「食品」「機械」「雑貨繊維」「産業役務」「一般役務」と、マドリッド協定書に基づく海外からの出願を担当する「国際商標登録出願」という7つの審査室に分かれています。

「商標審判官」として働いている先輩は、「審判部」に属します（第35部門～第38部門）。

また、商標審査官は、審査以外の場でも活躍する機会があり、商標課、秘書課、総務課、企画調査課、普及支援課、国際協力課、審査業務課などにも配属されています。特許庁の外に出向して様々な場で活躍することもできます。



出向等

<p><各省庁></p> <p>経済産業省</p> <p>農林水産省</p> <p>財務省（東京税関）</p>	<p><海外></p> <p>外務省（在リオデジャネイロ日本国総領事館）</p> <p>世界知的所有権機関（WIPO 本部）</p> <p>日本貿易振興機構（ジェトロ）北京</p> <p>日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク</p>	<p><その他></p> <p>工業所有権情報・研修館（INPIT）</p> <p>世界知的所有権機関（WIPO）日本事務所</p> <p>日本特許情報機構（JAPIO）</p> <p>経済産業局（九州・中国地方）</p> <p>被災地派遣（福島県大熊町）</p> <p>民間企業（官民交流）</p> <p>大阪工業大学</p>
---	--	--



化学審査室

流行の最前線

化学審査室では、主に化学品、化粧品、薬剤分野の商標を担当しています。化粧品の分野では激しく変わる流行の変化に、化学品・薬剤の分野では分野独自の専門用語に特に気をつけながら審査しています。化学審査室に在籍してから、ドラッグストアや化粧品売り場に行った際には、自然と商標が目が行くようになりました。



機械審査室

テクノロジーを遡る

機械審査室では、主に機械分野の商標を審査しています。スマートフォン等の私たちにとって身近な商品に加えて、医療用・工業用の機械等の専門的な商品に関する商標も審査するため、様々なところで私たちの生活を支える「縁の下の力持ち」の商標について審査をすることができることに魅力を感じています。



雑貨繊維審査室

街中で出会う

雑貨繊維審査室では、主に日常生活で必要とする様々な商品分野の商標を審査しています。担当分野の中には、流行に敏感な業界からの出願もあることから、その業界の人気の商品や日頃のニュースにアンテナを張っています。私は、街歩きが趣味なのですが、街中で見覚えのある商標を見かけた時は大きなやりがいを感じますし、思わず購入してしまいます！



食品審査室

生活を支える

食品審査室では、主に飲食物品分野の商標を審査しています。食品は私たちの生活と密接に関わっているからこそ、審査時には審査官としてだけでなく、一需要者としての判断を活かすように意識しています。時には、農産物の品種名を調べたり、海外のぶどう酒の産地を調べたりと、日々知的好奇心がくすぐられています。



産業役務審査室

BtoBビジネス

産業役務審査室では、主に小売や金融、工事、通信、加工などのサービスに関する分野の商標を担当しています。自分自身の知識がほとんどない分野ですので、審査の際は、その業界における言葉の意味や使われ方をしっかりと調査することを心がけています。審査を通じて、様々な業界に対する知識が広がることにやりがいを感じています。



一般役務審査室

余暇との出会い

一般役務審査室では、主に B to C 向けのサービスに関する商標の審査をしています。例えば、レストランやホテルの名前、ゲームやテレビ番組のタイトルロゴ等を審査しています。インターネットコンテンツにまつわる話題性に富んだ商標の出願が他の審査室よりも多いので、慎重な審査を心がけております。



国際商標登録出願審査室

海外と日本をつなぐ

国際商標登録出願（マドリッド）審査室では、海外の出願人によって出願された商標の審査を行っています。出願書類は英語で記載されている上に、審査結果の通知も英語で行います。各書類の内容を正確に把握するためにも、日々の英語の学習は欠かせません。また、時折、世界的に有名な商標の審査を担当することもあります。やりがいを感じつつも、身の引き締まる思いで審査を行っています。

商標に関する様々なフィールドで活躍することができる。それが商標審査官です。

審査業務

審査官補



P11

審判官



P13

審査官



P11

審査長



P21

審判長



P14

行政事務

係員



P15

補佐



P18

係長



P16

室長



P21

課長



P2

「審査業務」と「行政事務」

商標審査官のベースとなる業務は商標審査です。採用後は、審査官補の期間を経て、審査官に昇任します。

しかし、「審査官」といっても「審査」の仕事だけをしているわけではありません。商標審査官として培った知識や経験などの専門性を活かして、企画立案業務、法律改正業務、国際業務など、商標に関する様々な「行政」分野に携わって働いています。

このように「審査業務」と「行政事務」を両輪とする「商標行政」全体の中心となって活躍しているのが「商標審査官」です。

行政事務を行う際には、商標審査部門から離れ、商標課、秘書課、総務課、企画調査課、普及支援課、国際協力課、審査業務課などで業務を行います。また、経済産業省や他省庁、海外などへ出向する機会もあります。審査・審判・行政の経験を積んだ後は、管理職としての活躍が期待されます。

商標審査業務では、一人ひとりの審査官が様々な分野の商標の審査を担当しています。商標の審査には、法令・条約・審査実務等の高い専門知識のみならず、需要者・取引者の視点に立った考え方や、新しい商品・役務（サービス）への関心、業界のトレンドや専門用語に対する理解など、多岐にわたる知識や興味が重要になってきます。

商標審査官は、知財担当者との意見交換、企業へのインターン研修、展示会参加などを通して、日頃から高いアンテナを張り情報収集に努めています。以下では、商標審査業務の流れを紹介します。

STEP 01

商品・役務の審査



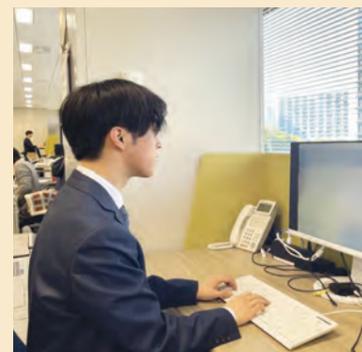
まずは出願書類（商標登録願）を確認します。商標登録願には商標や商標を使用する指定商品・指定役務、出願人の名前や住所等が記載されています。

指定商品・指定役務は登録となった場合にその商標をどこまで独占的に使用できるのか、取得した商標権の権利範囲を定める重要な要素であり、その内容や範囲が明確な表示である必要があります。

審査官は類似商品・役務審査基準等を用いて指定されている商品・役務が明確なものかどうかを審査します。

STEP 02

商標の審査



商標が商品・役務の特徴を表すにすぎない場合や公益に反する場合等は登録することができないため、審査官（入庁から原則4年は審査官補）は辞書や文献、インターネット等を用いて指定商品・指定役務の分野において商標がどのように使用されているかを調べます。

また、他人の登録商標や有名なブランドと紛らわしい商標は登録することができないため、「商標検索システム」という庁内の独自のシステムを用いて先願商標等を検索し、類似の商標がないか審査します。図形商標の検索には、上記システムのほか、AIを活用したイメージサーチツールを用いています。その他、商標法により定められた様々な観点に照らして検討を行います。

STEP 03

均一的な判断



出願された商標に登録できない理由がないと判断した場合は「登録査定」を行い、登録できない理由があると判断した場合は「拒絶理由通知」を送付します。拒絶理由通知書等は書面により出願人に通知するため、平易な表現で要点が的確に伝わるような論述能力が求められます。

また、審査官は、判断に迷う案件や関連する案件があるときは他の審査官と協議を重ね、均一的な判断ができるように努めています。加えて、審査官補は、すべての案件について指導審査官と協議を行い、作成した文書の内容についてチェックを受けます。

01 毎日が学びの連続

鈴木 美南
Suzuki Minami

2024 年入庁
食品



interview

私は約1年間、審査業務に携わってきました。まだまだ知らないことばかりだな、と感じる毎日ですが、常に新たな学びがあり、とても楽しく業務を行っています。

社会における言葉やマークの使われ方は常に変化していますし、審査判断は刻々と積み上がっていき、商標制度は変化していきます。これらの観点を踏まえて審査をする必要がありますから、商標の審査に関する知識の習得に終わりはなく、常に学び続ける必要があると感じています。それがこの仕事の面白さだと思いますし、これからどんなことを学べるのか、ワクワクします。

入庁前は、仕事内容について、出願人の方と接することもなく、庁内で黙々と審査をこなすイメージをもっていました。しかし、実際は、出願人の方と電話や面接をする機会や、出願人である企業との意見交換会に参加させていただく機会があります。出願人の方が抱く疑問や、審査に求めていることについて、生の声を聞くことができ、自分の審査が大きな影響を与えていることを再確認するとともに、普段とは異なる視点からの学びを得ています。登録できない

理由があるときは、その理由や解消する方法を文書で伝える必要がありますが、出願人の方にとってわかりやすく、納得感のある文書を作成することを心がけています。

様々な観点を踏まえて審査判断をすることも、わかりやすく納得感のある文書を作成することも、難しく、悩むことは多いですが、指導審査官をはじめ、周囲の方々にたくさん助けていただきながら業務を進めています。相談のしやすい雰囲気や、皆さん丁寧に助言して下さる、とても温かい職場です。このパンフレットを読んでいる皆さんとも一緒に働けることを楽しみにしています。

佐々木 悠源
Sasaki Yugen

2009 年入庁
マドプロ

02 様々な経験を糧に新たな分野に挑戦



interview

私は現在、海外から日本へ出願される商標の審査を担当しています。商標権は国ごとに保護されるので、日本でも商標権を得たい事業者は、日本特許庁に出願する必要があります。海外からの出願には、複数国に一括して出願するマドリッド協定議定書に基づく国際商標登録出願（マドプロ出願）と、国ごとに直接出願する方法があり、私が所属しているマドプロ審査室ではマドプロ出願された商標の審査を担当しています。

日本へのマドプロ出願は年間約1.6万件に上り、マドプロ審査室では、総勢約25名の審査官（補）で審査を行っています。商標はビジネスにとって重要な権利ですので、スムーズかつスピーディーに審査できるよう心がけています。

マドプロ出願の審査には、海外の商標ならではの事情があります。まず、商標が日本語ではないので、商標が「単に商品・サービスの品質等を表すに過ぎないもの」ではないか、特に気をつけています。例えば、産地等を表す地名は、単に商品・サービスの産地等を表示する

に過ぎないものですから、原則商標登録はできませんが、海外の地名はその地名を知らなければ見落とす可能性が高まります。業界内の流行語なども同様なので、普段から海外の文化や流行にアンテナを張るよう心がけています。

また、手続きの書類は原則英語なので、不備を修正する補正も英語でのやりとりが多く、コミュニケーションに気を遣う場面も多いです。それでも、出願人や代理人と丁寧にやりとりを重ねて、無事に登録に至ったときは達成感がありますし、審査を通して仮想通貨や仮想通貨間サービスのような世界の新しいトレンドにいち早く触れられるのも商標審査という仕事の面白いところかもしれません。

ぜひ将来、この記事を読んでくださっている皆さんと一緒に商標の審査に携われたら嬉しいです！

03 身の回りにあふれている様々なタイプの商標

赤澤 聡美
Akazawa Satomi

2007 年入庁
一般役務



interview

商標には、文字商標、図形商標、立体商標、これらの結合商標などのタイプがありますが、動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標の5つのタイプの商標も、新たに保護対象となりました。私は、出願の受付を開始した平成27年4月より、従来の商標の審査とともに、これらの新しいタイプの商標の審査を担当しています。

現在は、様々な事例が蓄積されたことで審査のマニュアルが整備され、担当する審査官の裾野も広がりましたが、当初は、担当する審査官が各審査室から1名ずつ選出され、タイプごとにチームを編成し、マニュアルを作成しながら同時進行で審査を行っていました。前例がなく、想定外の構成からなる商標が出願されることも多かったため、マニュアルの改訂を重ねながら手探りの状態で審査を行うという苦難の日々ではありましたが、出願人との対話を積極的に行ったり、台湾の審査官と意見交換や情報交換を行ったことなど、振り返ると貴重な経験が多く、今の自分にとってはなくてはならない時期だったと改めて思います。

自分の趣味や特技を通じて培われた知識や能力はもちろん、日々生活をするだけでもそれが仕事に活かってくる職業、それが商標審査官です。想像してください。あなたは、動き商標や音商標などが使用されている広告を見て、日用品が欲しくなり量販店へ。そして、文字商標や色彩のみからなる商標などが付された看板を見ながら入店し、文字商標などが付された買い物かごを持ち、繰り返し流されている音商標を聞きながら、文字商標や図形商標、位置商標などが付された商品を手取る。さらに、支払い時にも音商標が聞こえる。どれも自分が審査をした商標だとすると、どうでしょうか？将来、皆さんとこのワクワクする思いを共有できたら嬉しく思います。

新しいタイプの商標

商標には、文字商標、図形商標、立体商標、これらの結合商標などのタイプがありますが、平成26年5月に商標法が改正され、「色彩のみからなる商標」「動き商標」「音商標」「位置商標」「ホログラム商標」が、新しいタイプの商標として登録可能となりました。以下は、実際に登録された新しいタイプの商標の一例です。

色彩のみからなる商標



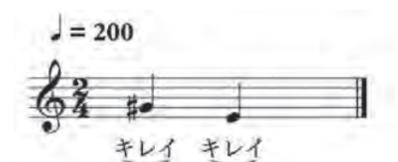
権利者 株式会社トンボ鉛筆
商標登録第 5930334 号
指定商品「消しゴム」
出願日：平成27年4月1日
登録日：平成29年3月10日

動き商標



権利者 株式会社ワコール
商標登録第 5804316 号
指定商品「被服 他」
出願日：平成27年4月1日
登録日：平成27年11月6日

音商標



権利者 ライオン株式会社
商標登録第 5842092 号
指定商品「せっけん類, 化粧品, 薬剤 他」
出願日：平成27年4月20日
登録日：平成28年4月15日

04 第一審の重責を担って

田中 瑠美
Tanaka Rumi

2004年入庁
審判部第35部門



interview

審判官としてあれこれ語れるほどの経験もない私ですが、日々の業務を通じて感じたことを中心に、審判官の仕事についてご紹介します。

まず、審判制度には、拒絶査定に不服がある場合の「査定不服審判」、登録査定に異議がある場合の「異議申立」、登録となった商標権を無効にしたい場合の「無効審判」、使用されていない商標権を取り消すための「不使用取消審判」などが設けられています。

審判官は、これらの事件を担当し、中立性や公平性、客観性を保つため、裁判手続に準じた厳格な手続の下、慎重に審理を進めます。具体的には、審判官3名で構成された合議体で、膨大な書類や証拠資料を基に、審査の経緯や出願人・請求人の主張などを十分検討し、自身の見解や心証を自由に述べながら議論を行います。

そして、合議体としての最終結論へと導き、審決にまとめ上げます。

先輩の審判官からは、「1つとして同じものはない」と聞いていたとおり、それぞれの事件に異なる背景があり、審理を尽くした数だけ経験が蓄積されていきます。特に、審判長や合議官の幅広い知識や豊富な経験に裏付けされた見解に触れ、新たな気づきを得る瞬間は、頭の中が開けていくような感覚もあり、こうした経験の全てが、審判官としての素養を高めていく上での必要なプロセスであると感じます。さらに、審理を担当した事件が、知財高裁に出訴されたときには、特許庁長官の指定代理人となり、訟務室の担当者（審判官）や審判長とともに訴訟を担当します。私も指定代理人の一人として知財高裁に出廷する機会があり、非常に緊迫感ある時間を過ごしてきました。

審判官の仕事は、このような経験の積み重ねによって日々の成長を感じられるものであり、実務を深く知れば知るほど、その奥深さに知的好奇心を刺激され続けるものです。皆さんにも特許庁や審判官の仕事に興味を持っていただけたら嬉しいです。

商標審判官とは

出願人は、審査官の審査結果に不服がある場合、更なる審理を特許庁に対して求めることができます。これを「審判請求」と言います。審判請求されたときに活躍するのが「審判官」です。

審判官は、3人（又は5人）で1組の合議体を構成し、審査官の審査結果の可否について審理し、結論を出します。

訴訟の被告として法廷に立つ

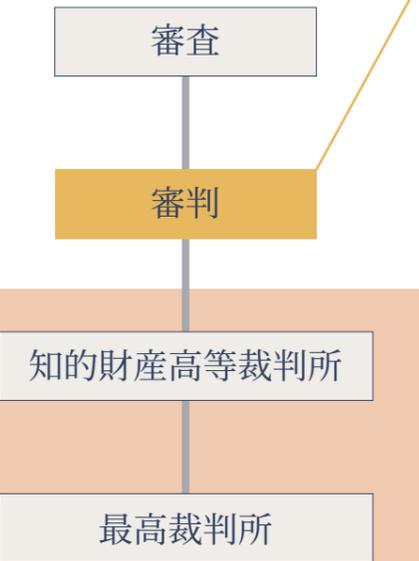
審判の結果について不服がある出願人は、知的財産高等裁判所（知的財産に関する訴訟を専門に扱う裁判所）へ出訴することができ、最終的には最高裁判所へ上告することもできます。訴訟になると、担当の審判官は、特許庁長官の「指定代理人」として法廷に立つこととなります。

このような業務を行う「審判官」には、十分な審査経験と、所定の研修の修了など、より高度な専門性が求められます。



特許庁審判廷

審判では口頭審理を行う場合があります。口頭審理は特許庁内にある審判廷で行います。



05 裁判の仕事

阿曾 裕樹
Aso Hiroki

1999年入庁
審判部訟務室



interview

特許庁には、審査や審判の仕事のほか、裁判の仕事もあります。拒絶審決に対する不服は、特許庁長官を被告として知財高裁で争われますが、実際に被告代理人として出廷するのは、担当審判官と訟務室の担当者です。皆さんが授業などで目にする事件の判決の裏側には、私たちのような担当者の仕事が隠れています。

裁判の仕事では、特許庁側の主張、立証、判断の法的根拠を整理、補強して、審決の正当性を訴える準備書面を作成したり、知財高裁で執り行われる口頭審理に出廷したりしています。業務内容としては弁護士の仕事に近いかもしれません。商標法のほか、民事訴訟法の知識、裁判実務の素養、ロジカルな文章作成能力など、極めて高い専門性や技能が求められますので、今までの勉強や業務経験の集大成となるような業務です。

裁判は、弁論主義の下、原告被告の主張立証に依拠して判決される中、一度でも失敗すると将来にも影響を残してしまうので、商標法全体の法的秩序の発展には好ましくない法律解釈や判決に結びつかないように、過去の判決例調査や事実調査、訴訟戦略の策定には非常に気を遣いますし、法廷でもヒリヒリするような緊張感のある場面に直面することもあります。最終的には必ず勝ち負けがつく厳しい仕事ですが、練りに練った主張が判決で採択されればうれしくもあり、やりがいや手応えを肌で感じることができます。

審査官を目指す皆さんが裁判に関与するのはまだ先になると思いますが、審査での日々の積み重ねが専門性や技能を高めます。将来的に、裁判という法律解釈の最前線で、商標法に基づく法的秩序の一層の発展に貢献していただくことを期待しています。

06 商標のスペシャリストを目指して

山田 啓之
Yamada Hiroyuki

1988年入庁
審判部第36部門



interview

私は、審判部において、商標担当の審判長として働いています。審判請求がされた事件については、3人の審判官が合議体を構成して審理を行います。3人のうちの一人は審判長が務め、審判長は合議体の審理を指揮し、総括します。

審判制度は、三審制の第一審に相当する行政審判制度であり、審判での判断に不服がある当事者は、地方裁判所ではなく、いきなり知的財産高等裁判所へ出訴することとなります。

このように第一審に相当する審判の審理を指揮し、総括する審判長の職は、大変責任の重い仕事ですが、その分やりがいのある仕事でもあります。

商標は、身近な商品やサービスにも使われるマークや目印であり、そのため、商標の審査や審判の判断は、一見簡単そうに見られがちです。しかし、実際はその反対で、奥が深く、一筋縄ではいかないことが多くあります。

私は、これまで多くの審査・審判の業務を経験するとともに、商標に関する様々な行政事務も経験してきました。これらの多くの経験が

現在、審判長として働くための基礎となり、役に立っています。

また、審判長は管理職としての立場もあり、他の審判官に対して、自身の経験から身に付いた知見を伝授し、助言、指導するなど、後輩の人材育成も欠かせない仕事です。

商標審査官は、商標に関する審査を始め、商標に関する様々は行政事務に携わる職業であり、商標に関するスペシャリストへの道でもあると思っています。

このような商標審査官に興味を持っていただいた方は、ぜひ、商標のスペシャリストへの道にチャレンジしてみたいかと思いますが、皆様と一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

地域団体商標制度



地域の産品等について、事業者の信用の維持を図り、「地域ブランド」の保護による地域経済の活性化を目的として2006年4月1日に導入されました。「地域ブランド」として用いられることが多い地域の名称及び商品（サービス）の名称等からなる文字商標について、登録要件を緩和する制度です。2025年3月末までに784件の地域団体商標が登録されています。

2018年には、「地域の名物」が地域団体商標として登録されていることを示す「地域団体商標マーク」も作成され、事業者のブランド力向上の後押しをしています。

地域団体商標の構成

地域団体商標として登録できるのは、「地域の名称」と「商品（サービス）名」等の組み合わせからなるものです。



地域団体商標の効果

地域団体商標として登録されていない第三者の地域の産物と差別化し、商品パッケージ等を使用して登録をPRすることで、第三者による模倣を防止し、ブランド力を向上させる効果があります。制度をより詳しく知りたい方はぜひ右側のQRコードからのぞいてみてください。



特許庁 HP
「地域団体商標制度とは」

01

商標を通じて地域ブランドの保護及び地域活性化を支援



鈴木 優佳
Suzuki Yuka

2019年入庁
地域ブランド推進室



地域ブランドフェスタ HP

みなさん、「地域ブランド」とはどのようなものか、ご存じでしょうか。「地域ブランド」とは、商品の品質をはじめ、他の地域にない独自性、こだわり、地域自体に感じる魅力、歴史・文化などさまざまな要素を活かしたものです。そして、「地域ブランド」のブランド力を高めていくためには、ブランド名について商標登録をし、安心してブランド名を使用できる環境を整えることが有効です。

特許庁では、地域ブランドを適切に保護することにより、地域経済の活性化を支援することを目的として、2006年に地域団体商標制度を創設しました。

地域ブランド推進室は、この地域団体商標制度に関する業務を所管する部署です。例えば、制度説明会の実施、これから地域団体商標の取得を検討している団体からの個別相談対応、地域団体商標の審査支援、制度普及用のパンフレットの作成など、制度の普及啓発や審査に関する様々な業務を行っています。制度説明のご要望をいただいた際は、現地へ訪問して説明を行います。全国を飛び回って、多種多様な事業者の方と対話することができるのは、地域ブランド推進室の魅力の一つです。

令和6年度には、地域団体商標制度のさらなる普及を目指し、地域団体商標の権利者を出店者とする物販イベントを初めて開催しました。出店団体からは「多くの方にご来場いただき、予想を上回る成果が得られた」という嬉しいお声をいただくことができ、大きな達成感とともに、多くの学びを得ることができました。商標審査の経験を生かしつつ、地域活性化の支援に携われるように、商標審査官はやりがいのある様々な業務がありますので、ぜひ興味をもっていただけたら嬉しいです。

国際的な協力と商標制度の調和に向けて

インターネットの普及や経済のグローバル化が進み、日本の企業の経済活動は日本国内だけではなく海外でも行われるようになりました。それに伴い、商標の役割も国際的になっています。一方、商標制度は、その国の歴史、文化、経済状況などに合わせて、国ごとにそれぞれ多少異なった制度になっています。また、途上国などでは、商標制度が十分に整備されていない国もあります。

このような各国の商標制度やその運用について、国連の一機関である世界知的所有権機関（WIPO）における会議や、商標五庁（日本国特許庁、米国特許商標庁、欧州連合知的財産庁、韓国特許庁、中国国家知識産権局）の会合の場において、制度・運用の調和に向けた議論が盛んに行われています。私たち特許庁は、このような議論をリードし、また、商標制度の整備に向けた途上国への各種支援も行っています。



02

商標という専門性を軸に国際業務に携わる



大岩 優士
Oiwa Yuji

2018年入庁
国際協力課

私は現在、商標審査業務を離れ、国際協力課という部署で商標に関する国際業務を担当しています。商標分野における海外との窓口的な役割を果たしており、海外知財庁との会合の開催や協力プロジェクトの推進、他国の商標制度や商標問題に関する情報収集など、幅広い業務を行っています。

商標分野においては、二国間・複数国間と意見交換の場が充実しており、商標という大きなテーマのもと、各国の最新の施策や審査運用に関する情報交換や、共通の課題の解決に向けた議論等を行うための国際会合が年度を通じて数多く開催されています。2024年12月に箱根で開催したTM5年次会合では、海外知財庁や国内外のユーザーを含めた関係各所との調整に苦労しながらも、共通の目標に向けて海外の方と協力するという国際業務の醍醐味を感じることができました。

近年、有名な地名やブランドなどの商標が他国において無関係な第三者により無断で商標出願・登録される、いわゆる「悪意の商標出願」が国際的な問題となっており、日本の地名やブランドも例外ではありません。商標の保護は国ごとの法律に基づくため、他国で商標を保護するには、その国での出願・登録が必要です。このような問題に対処し、日頃から海外の情報を収集し、問題が発生した際に適切に対応することも重要な業務です。

このように商標審査官には、商標の審査業務だけでなく、商標という専門性を軸に国際的なフィールドで活躍するチャンスもあります。ぜひ、関心を持っていただけると嬉しいです。このパンフレットをお読みの皆さんと一緒に働くことを楽しみにしています！

商標制度を支える情報システム

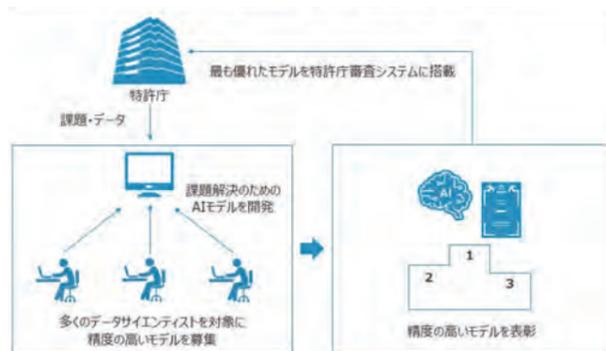
特許庁では、1日当たり約450件の商標出願を受け付けていますが、その出願の受付から審査・登録・審判・公報の発行等に至るまで、商標制度に関する一連の業務を情報システムが支えています。

商標・特許・意匠の審査や手続業務毎のシステムからなる特許庁システムは、約70ものシステムより構成されており、近年のDXの推進やAI技術の発展等によって、情報システムの重要性は、ますます高まっています。

商標制度とAI

商標審査では、「先行図形商標の調査」、「先行文字商標調査」及び「指定商品・役務調査」の3つの分野において、審査におけるAI技術の適用可能性を検証しています。

「先行図形商標の調査」については、2021年度にAIコンペ（特定の課題及び関連データを公開し、広く一般に課題解決のためのモデル開発を募るもの）を実施し、「先行文字商標調査」については、2023年度に実証事業を実施しました。



AIコンペや実証事業において開発されたAIモデルは、現在、アジャイル型開発にて作成された審査支援システムに搭載されており、これを従来型の審査システムにおける審査の補助として利用することで、審査の品質向上に役立っています。

「指定商品・役務調査」については、2025年度より、指定商品・役務の審査判断の参考情報の記入や、仮の補正案作成等を、AIを用いて実施できないか検証中です。

03

将来の商標審査を支えるシステムを作っています



武谷 逸平
Takeya Ippei

2007年入庁
総務課情報技術統括室

interview

皆さんはプライベートでも様々な「システム」を利用されていると思います。スマホアプリや電子マネー、ゲームなど世の中の多くの商品・サービスで何らかのシステムが活用されています。一方で、そのシステムに不具合が生じた際や使い勝手について不満を覚えたこともあるでしょう。そして、そんなユーザーの声を反映して改善が行われたり、次のシステムが作られたりするのを見たこともあるのではないのでしょうか。

商標審査業務においても、専用のシステムを活用して審査や案件管理を行っています。ただし、ずっと同じものを使い続けているのではなく、様々な理由で新規開発や改修がされています。その際、より良い商標審査システムとするためには、もちろんユーザーである商標審査官の意見が重要となります。

私は商標審査やいくつかの行政業務を経験し、現在は商標審査システムの運用や将来の開発・改造に関する業務を担当しています。なお、私自身は文系大学を出ており、プログラミングの知識などもほとんどありません。主な業務は、審査官の意見を集約し、開発・保守事業者との調整を行うというものになりますが、それにはどうしても審査官としての経験や業務知識が必要となります。

また、誰か一人が活躍しているのではなく、多くの関係者がそれぞれの知見を活かし、将来の審査業務をより円滑に進めるための審査システムの開発や、既存の審査システムの不具合対応に尽力しているというのが今の業務の特色です。

まずは、審査経験を積んでいただき、ゆくゆくは商標審査官の知見を活かして「将来の商標審査を支えるシステム」を作っていく。そんな業務を皆さんと一緒に担っていただけることを楽しみにしています。

時代のニーズに合わせた制度作り

商標法などの法令や審査基準は、時代の変化やユーザーのニーズに応じて見直しが必要となります。これまで、地域団体商標の保護や、「音」「動き」などの新しいタイプの商標の保護、コンセント制度の導入など、商標に関する様々なニーズに応じて商標制度の在り方の検討や見直しを行ってきました。

商標審査官は、こうした見直しの検討や法令改正の業務にも、商標のスペシャリストとして携わります。

商標制度の改正

商標行政を担う部署では、商標制度に関するニーズや課題を調査し、より良い制度の実現を目指して検討を進めています。また、産業界の有識者や実務家等から構成される審議会の答申で示された方向性を踏まえ、必要な制度の改正も行っています。

審査基準の改訂

商標審査基準は、「商標法」における審査に関する規定を運用する際の一般的な指針をまとめたものです。特許庁では、審査基準を策定・公開することにより、審査が適切かつ公平に行われるよう担保するとともに、有識者やユーザー等からの意見を踏まえた改訂も行っています。



04

法律のエキスパートとして



尾茂 康雄
Omo Yasuo

2000年入庁
商標制度企画室

interview

商標制度企画室では、主として、制度（法律）の検討・見直しを行っています。

法律は全国民に影響するものですので、改正するには明確な理由が必要となります。この改正の理由を立法事実といい、具体的には、改正を求めるユーザーの声や、諸外国では既に同様の改正がなされているが日本では未改正であること等を指します。

この立法事実を明確にするために、1年をかけて調査を行い、諸外国の商標制度を調べ上げ、ユーザーに対するアンケートやヒアリングを実施します。調査結果を踏まえて、有識者の方々に議論いただくための会議（審議会）を開催し、法律改正のための具体的な条文案を作成します。条文案の作成にあたっては、商標法の数ある条文のどこをどのように変える必要があるのかを考える必要があるため、全ての条文について把握し、条文解釈やその根拠となる判決等についても通じている必要があります。条文案の作成が完了すると、内閣法制局による厳しい条文審査を受け、国会にて審議をいただき、ようやく法律案が成立します。その後も、法律を公布し、施行に向けて改正法の周知を行うとともに、審査に関連する条文の改正を行う場合は、審査基準の改訂も行います。

以上のプロセスは、短くとも2年はかかります。現在、私はこのプロセスの調査の段階に携わっていますが、改正による様々な影響に思いを巡らし改正後の条文案を見据えながら、仕事をしております。

審査にとどまらない商標法全体についての知見や外国の商標法の知識を身に付け、幅広い専門性を身に付けたエキスパートとたく日々奮闘しております。こうした仕事に魅力を感じる皆様、ぜひ商標審査官の門をたたいてみてください！



世界知的所有権機関 (WIPO 本部)

内藤 隆仁
Naito Takahito

2008年入庁

世界知的所有権機関 (WIPO) は、バランスのとれた利用しやすい国際的な知的財産権制度の発展を担当する国連の専門機関で、その本部がスイスのジュネーブに設置されています。商標の国際的な登録制度であるマドリッド制度のさらなる発展に寄与したいと希望していたところ、赴任の機会をいただきました。

現在、開発途上国等へのマドリッド制度の運用能力向上支援及びユーザーへの制度利用促進に関する業務を担当しています。ジュネーブは多くの国際機関が集まる国際色豊かな都市で、WIPO 職員の国籍はおよそ 120 にわたります。多様なバックグラウンド・国籍を持つ同僚と国際的な業務を行うことは非常に刺激的で困難も伴いますが、これまで培った商標の専門知識と幅広い業務経験を活かして日々奮闘しています。

入庁当時は国連の機関で働く機会が得られるとは思いませんでしたが、商標部門には、若い間はもちろん、いくつになっても新しい挑戦を受け入れてくれる環境があります。商標という専門性を軸に、国内外で多様な業務を経験することができるのも商標審査官の魅力です！



九州経済産業局知的財産室

中村 拓哉
Nakamura Takuya

2010年入庁

九州経済産業局は、九州地域7県における経済産業省のブロック機関であり、経済産業施策の総合的な窓口機関として存在します。私は、その中の知的財産室に所属し、九州地域における知的財産権制度の普及啓発、企業・団体ニーズに応じた知的財産の戦略的活用（知財経営）を促進するための支援を行っています。

具体的には、中小企業や支援機関との意見交換・各種制度の説明、知的財産の理解を深めるためのセミナーやワークショップの実施等を通じて、地域特有の産業、技術、観光資源、伝統文化等の保護・活用における知的財産の重要性を理解してもらうことに努めています。

これらの業務に当たっては、商標の知識だけではなく、特許、実用新案、意匠、営業秘密、ブランディング等に関する幅広い知識を求められるほか、経済産業施策全般について問われることもあります。地方での知的財産の普及は容易ではありませんが、地方で挑戦を続ける企業やそれを支える関係者から日々刺激を受けながら、審査業務では経験できない「現場感覚」を養うことができる貴重な機会と感じています。

地方局勤務は、商標をはじめとする知的財産の専門性を生かしながら、地域社会の発展に貢献できる魅力的な仕事です。少しでも興味を持っていただいた方、一緒に働ける日を楽しみにしています！



農林水産省知的財産課

小島 玖美
Ojima Kumi

2017年入庁

私は、現在、農林水産省知的財産課に出向しており、地理的表示 (GI) 保護制度に関する運用の取りまとめや制度周知などを担当しています。

地理的表示保護制度とは、その地域ならではの環境などの要因と結び付いた特性を有する産品の名称を知的財産として保護する制度で、農林水産省が所管しています。

地域のブランドを保護するという点では、商標制度と考え方が似ている部分もあり、商標審査官として培った知見を活かせる場面が多くあります。例えば、地理的表示の審査の過程では、登録商標の有無を確認することから、商標制度に関する知見を課内の関係者に説明することがあります。また、課外の職員からも商標に関する相談を受ける機会があり、「商標」の知識、経験の特許庁外でも活かすことができている。

他方で、審査手法等において地理的表示の特有の考え方や、農林水産物の知識が求められるなど、農林水産物にまつわる知的財産特有の難しさを感じることもあります。同じ知的財産制度という大枠の中にありながら、商標とは違った法令・制度について学ぶことで視野が広がる楽しさを日々感じています。

このように、商標審査官は、商標審査で得た知見を活かしながら、特許庁以外のフィールドにおいても商標の専門家として多様な業務に挑戦することができるのも魅力の一つです。

ぜひ皆さんにも商標という専門性を活かして多様なフィールドで活躍できる商標審査官の魅力を実感していただけたらうれしいです。一緒に働ける日を楽しみにしています。

私は、ブラジルの在リオデジャネイロ日本国総領事館に出向しています。なぜブラジルに商標審査官が？と思う方も多いかもしれませんが、実は、ブラジルと日本は知財分野での交流が活発で、1996年からこれまでに、200名近いブラジル産業財産権庁 (INPI) 審査官が日本国特許庁を訪れています。私は、INPI 審査官との交流等を通じて、ブラジルにおける知財の最新情報を収集しています。

現在、INPIの課題は審査の迅速化です。私は以前、商標課で審査効率化に関する業務を担当していたため、INPI 審査官との意見交換の際に当時の業務経験を紹介するなど、日本での経験が役立っています。

もちろん、総領事館の業務は知財に関するものだけではなく、主要な業務は管轄地域の経済情報の収集・分析で、割合で言えば、約9割は知財以外の業務です。例えば、リオデジャネイロの主要産業の一つである石油産業の動向を調査するため、石油業界の有力者と意見交換するなど、日々、情報収集や人脈形成を行っています。

在外勤務は、商標審査官の経験を活かしつつ、新たな業務に挑戦し、仕事の幅を広げる大きなチャンスです。商標審査官の活躍の場は、地球の裏側まで広がっています。

皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。



外務省 (在リオデジャネイロ日本国総領事館)

榊 亜耶人
Sakaki Ayato

2012年入庁



財務省 (東京税関)

渡辺 航平
Watanabe Kohei

2010年入庁

近年の電子商取引の発展等に伴い、国境を越えた知的財産権侵害物品、いわゆる「ニセモノ」の取引は世界共通の深刻な問題となっています。ニセモノと聞くと、バッグなどの偽ブランド品をイメージされる方も多いかもしれませんが、医薬品や化粧品などの、使用することによって健康や安全を脅かすものも多くあることから、ニセモノが国内に流通する前の水際対策、つまりは税関による取締りの重要性が増しています。

現在私は、財務省東京税関に出向し、商標権を侵害する物品の水際取締りに関する業務を行っています。具体的には、商標権の権利者から申請されるニセモノの輸入差止申立書類について、ニセモノが本当に商標権を侵害していると言えるか、効果的な取締りを行うことができるかといった観点から、権利者にアドバイスするのが主な業務です。

ニセモノの取締りの最前線である税関には、裁判等争いになる前の事例が多く集積されるため、過去の裁判例や専門書を参考に頭を悩ますことも多いですが、その分、自身の成長に繋がっている実感があります。また、ニセモノの水際取締りは、審査官による審査を経て登録を受けた商標が活用されている場面ですので、有効な権利を生み出す商標審査の重要性を改めて感じています。

商標審査官の醍醐味はやはり商標審査ですが、審査を通して得た知見を元に様々なフィールドで活躍できるのも商標審査官の魅力です。数ある職種の中から商標審査官を選んでもらえる嬉しいです。

01

自身の経験を次世代の審査官へ



interview

濱田 佐代子
Hamada Sayoko

1993年入庁
雑貨繊維 審査長

これまで、私は、3人の子の育児と両親の介護を行いながら、審査・審判業務と商標行政事務に携わってきました。育児や介護での不測の事態がありながらも現在まで仕事を継続できたのは、商標という専門性を軸として業務経験を蓄積できたこと、職場の先輩や同僚、家族の理解と支えがあったことが大きく、心から感謝しかありません。プライベートが困難な状況にあったときでも、諦めずに業務を続けることで微力ながらも社会の役に立っている手応えを感じられ、明日への活力を得ることができました。また、仕事が行き詰まったときは、家族や同僚が支えてくれました。労力をいとわずご指導くださった先輩審査官・審判官、よく話を聞いてくれる的確なアドバイスをくれた同僚等に支えられ、今日に至った次第です。

現在、私は雑貨繊維審査室の審査長を務めております。雑貨繊維審査室では、被服やかばん等のファッション関連の商品から、楽器やおもちゃ等の娯楽関連商品、台所道具、織物等まで、幅広い分野の商品を扱っています。そのため、著名ブランドから、売り出し中のアイドルグループ名、町おこしのイベント名、個人事業主のアイデア商品の名称等、バラエティに富んだ商標を目にします。これから商標審査官を目指す皆さんには、ぜひこのような多様で奥深い商標の世界を楽しんでいただきたいです。商標の世界には、きっと皆さんの好きなことや興味が惹かれる何かが存在します。

私のこれからの役割は、未来の商標の世界を担う審査官の皆さんが、商標審査等の業務において、持てる力を存分に発揮できるようお手伝いすること、また、皆さんが悩み苦しいときは話を聞き一緒に考え、そして自分の力で乗り越えることができるように支援することと考えています。尊敬する先輩審査官達のように、自分が皆さんを支え、助ける存在になり、皆さんの成長や挑戦を応援していきたいと思っています。この多様で奥深い商標の世界で皆さんと一緒に働ける日を心より楽しみにしております。

官を目指す皆さんには、ぜひこのような多様で奥深い商標の世界を楽しんでいただきたいです。商標の世界には、きっと皆さんの好きなことや興味が惹かれる何かが存在します。

私のこれからの役割は、未来の商標の世界を担う審査官の皆さんが、商標審査等の業務において、持てる力を存分に発揮できるようお手伝いすること、また、皆さんが悩み苦しいときは話を聞き一緒に考え、そして自分の力で乗り越えることができるように支援することと考えています。尊敬する先輩審査官達のように、自分が皆さんを支え、助ける存在になり、皆さんの成長や挑戦を応援していきたいと思っています。この多様で奥深い商標の世界で皆さんと一緒に働ける日を心より楽しみにしております。

02

様々な経験を糧に新たな分野に挑戦



interview

網谷 麻里子
Amiya Mariko

1991年入庁
商標国際分類室 室長

私は、専門的な知識を身につけたいという思いから商標審査官となりました。そして、審査官としての経験と同じくらい若しくはそれ以上に特許庁内外の複数部署で業務をする機会をいただきました。商標審査官になぜ審査以外の部署に？と思われる方がいると思いますが、商標審査官として身につけた専門性を、商標を取り巻く行政事務に生かす部署が特許庁内外にいくつもあります。私が携わった部署は、企画業務、国際関係業務、調査・分析業務、採用・人事関係業務、審査基準改訂業務及び国際分類関係業務となります。1つの部署で2-3年を周期として経験を積みました。どの部署でも、過去の経緯を振り返り、現在のスタンスを見つめ直し、最後に将来の商標制度を見据えて業務を行うことから、自分の視野が広がりとても勉強になりました。ただ、業務に慣れるまでは様々な苦労が伴うことは当然で、辛いことも多々ありました。そのような状況でも常に相談できる環境が特許庁には醸成されており、苦楽を共にしてくれる上司、同僚及び部下に恵まれ今に至っています。またそういった環境でも2-3年の期間を経れば審査・審判官の業務に再び従事することができるため、途中で投げ出すことなく頑張ることができました。

私が感じている商標審査官は、多彩な業務を男女分け隔てなく経験することができる職場だと思っています。そして、自分が努力を怠らなければ業績に対する適切な評価をもらえる職場でもあります。ただし、評価をもらうには周囲の状況に目を配り、コミュニケーションを円滑に行うことは必要です。また、特許庁で、研修制度が充実しており年代に応じたカリキュラムが組まれています。そして、ワークライフバランスにも重きをおける職場で、私もフレックス制度を活用し、忙しい業務の中でも出勤前に充実した時間を過ごすことができています。

商標審査官には、審査官という職責を持ちながら複数の選択肢が用意されていて、みなさんが活躍できるフィールドがあります。自分の中の可能性を信じて、商標審査官の門を叩いてみてください。



加藤 百宇
Kato Momo

2011年入庁
雑貨繊維

竹内 耕平
Takeuchi Kohei

2007年入庁
商標審査推進室

仕事×育児

育児をしながら生き活きと働く職員2名に、「仕事×育児」をテーマにインタビューしました。

—現在の仕事内容と利用した制度を教えてください。

加藤 マドプロ審査室において、マドリッド協定議定書を利用して日本に出願された海外の商標を審査しています。また、特許庁内のプロジェクトチームや商標課内の委員会に参加しています。出産・育児にあたり産前・産後休暇、育児休暇の制度を利用し、復職後は保育・育児時間、休憩時間の短縮、フレックスタイム制度を併用して短時間勤務をしています。

竹内 商標審査推進室で商標行政事務に従事しています。商標審査推進室では、審査官が効率的に審査を行うことができるように事前調査等を外注しており、私はその外注事業のための予算確保や仕様書の検討、入札手続、事業者との契約、事業実施における管理運営を担当しています。育児に関する制度では、出産後すぐは当時の業務が繁忙期だったため、まずは5日間「育児参加の休暇」を取得しました。その後、業務が落ち着いたあとで、1か月半の育児休暇を取得しました。

—制度を利用する、復職するにあたり不安はありましたか？

加藤 制度を活用して育児をしながら働かれている女性の先輩は周りに多くいらっしゃるのですが、制度の利用という点では大きな不安はありませんでしたが、お子さんの体調によって保育園からお迎えのお願いがあったり、急遽看護のためのお休みを取られたりしていたので、育児そのもの大変さや自分に育児と仕事両立できるだろうかという点に関しては不安を感じていました。

竹内 上司や同僚に相談し、安心して制度利用・復職することができました。

—職場の周りの反応・配慮はいかがでしたか？

加藤 育児中で短時間勤務をしていることにお気遣いいただき、業務の割り振りや、ミーティング・打合せや委員会活動の日程調整等について配慮いただいています。また、周りの方には私と子供の体調を気遣うお声がけをいただいたり、子育ての悩みをご相談し経験を共有いただいたりしています。職場環境に恵まれていると感じることも多いです。



竹内 出産当時は国際業務を担当していました。多くの同僚が育児休暇などを取得しているのは見ていましたが、当時の業務量から正直なところ育児休暇を取ってよいのか不安でした。ただ、上司や同僚は何のためらいもなくOKしてくれました。正直なところろめたさはありませんでしたが、あの時期の育児は大変なので、育児休暇を取得して本当に良かったと思っています。



—仕事と育児を両立する上で工夫していることはありますか？

加藤 勤務時間内・外で仕事と育児にメリハリを付けて取り組むことで、それぞれに向かう気力が高まり効率が上がるように思います。限られた勤務時間内に自分がこなせる・こなすべき業務の範囲を念頭に仕事をする、帰宅後はなるべく子供に目を向けて過ごすことを心がけています。

竹内 妻もフルタイムで働いているので、保育園への送りを妻が、迎えは基本的に自分が担当しています。迎えの時間に間に合うよう、朝は7時30分に出動し、定時に帰れるように努めています。また、お互いの仕事の忙しさや繁忙期を考慮して育児分担をすることで、仕事と育児の両立ができるよう協力しています。現在の業務でも、子育てをしているということで上司や同僚には色々配慮をもらっていますが、「自分は育児をしているのだから仕事は二の次」という考えにならないよう、周りへの感謝を忘れないよう心がけています。

—最後に学生に向けてメッセージをお願いします。

加藤 出産・育児のタイミングは人によって異なり、これに対する取り組み方や考え方は状況により変わるものではありませんが、一人ひとりが自分の意思を大切にしながら働くことができる職場だと思います。特許庁で皆さんと一緒にできる日を楽しみにしております。

竹内 男女問わず、当たり前のように育児休暇や育児短時間制度を利用している職場です。テレワークやフレックス制度もありますので、子育てだけでなく、仕事もやりたい！という方はぜひ特許庁で働くことを検討してみてください！

まずは「審査官補コース研修」から

特許庁に採用されると、まず「審査官補コース研修」を受講します。この3か月間の研修で商標審査の基本を学びます。その後、「審査官コース研修（前期・後期）」を受講します。これらの研修の傍ら、審査官補として先輩の審査官の指導を受け、実際に審査の仕事を行います。

審査の経験を積み、かつ、研修を修了すると、入庁から原則4年後に「審査官」に昇任します。「審査官」になると、先輩の審査官から独立し、自分の判断で審査を行います。自分で判断すると言っても、難しい案件については、同僚や先輩に気軽に相談できます。その後、更に経験を積むと、「審判官」、「管理職」へと昇任していきます。



指導審査官による実務指導

審査官補の期間(原則4年)は、実務経験豊富な指導審査官による指導を受けながら審査を行います。



指導審査官

商標審査に関する指導については、適切な審査を行う力を身につけることができるように、最終判断はもちろん、調査内容や判断理由などの判断に至った経緯も確認しながら行うよう心がけています。指導にあたっては、単に教えるのではなく、審査官補の意見を聞き、話し合いながら進めるようにしているため、議論を深めることで私自身の成長にも繋がっていると感じています。

石塚 文子
Ishitsuka Ayako
2003 年入庁

商標審査官補

入庁前は商標についての知識がなく不安もありましたが、ベテランの指導審査官の方による丁寧かつ的確なご指導のおかげで、審査における幅広いノウハウを培うことができ、日々成長を実感することができています。石塚さんは、常に親身になって接して下さるため、判断に悩んだ際には気軽に相談することができ、非常に心強いです。私もいつか石塚さんのような豊富な知識と温かさを兼ね備えた審査官になりたいと考えています。

小野 綾香
Ono Ayaka
2023 年入庁

審査官補&審査官コース研修



伊藤 まりな
Ito Marina
2023 年入庁
産業役務

商標審査官になるためには、「審査官補コース研修」、「審査官コース研修（前期・後期）」等を修了する必要があります。

入庁直後の「審査官補コース研修」では、基礎的な社会人マナー、国家公務員としての倫理、産業財産権法の概要、審査に必要な審査基準などを学びます。研修後は、指導審査官のもとで審査実務が始まります。私は法学部出身ではなかったので、初めは不安な気持ちもありましたが、充実した研修内容や指導審査官の手厚いサポートのおかげで、学習に打ち込むことができました。

入庁2年目に行われる「審査官コース研修（前期）」では、商標法のほか、特許法、実用新案法、意匠法、知的財産に関する条約、審査実務などについて、演習も交えながら、「審査官補コース研修」よりも更に深い内容を学びます。この研修に設けられた筆記試験に合格するために、先輩方からアドバイスをいただき、商標の同期だけでなく、特許や意匠の同期とも励まし合いながら勉強を進めました。

これらの研修によって、商標法及びその関連法に関する理解を深めることができ、普段の審査業務にも自信を持って取り組めるようになりました。

ほかにも、語学研修や地方経済産業局派遣研修など、様々な研修制度が用意されており、自身を成長させることができる機会に富んだ職場です。今後も様々な研修に参加し、より一層自己研鑽に励んでいきたいです。

語学研修制度



登坂 純之助
Tosaka Junnosuke
2022 年入庁
マドプロ

「商標審査官」は、英語でなんというのでしょうか。

商標審査官として採用されると、行政官としての知識や倫理を学ぶ研修や、審査官としての法律や実務を学ぶ研修のほか、外国語を学ぶための語学研修を受講することができます。特許庁の語学研修制度は非常に充実しており、自身の状況に応じてレベルや実施方式、受講回数等を選択することができるため、語学が苦手な人や時間がない人でも無理なく学習を続けていくことができます。

現在、私は国際協力委員会のメンバーとして、途上国の知財庁職員向け研修の企画・実施等に携わっていますが、入庁時から英語が得意だったということではなく、語学研修を受講するまでは、自身の職業である「商標審査官」を英語でなんというのかも知りませんでした。しかし、語学研修を継続的に受講することで、少しずつですが海外の研修生とのコミュニケーションが取れるようになり、英語での会話を通じて、もの見方や考え方の違いを体感することの面白さを感じられるようになってきています。

特許庁に入庁して感じたことですが、商標に関する国際業務は想像以上に多く、語学を習得することは、自身の業務の幅を広げることにつながります。語学の難しさに苦労することも多いですが、グローバルに活躍できる「商標審査官(Trademark Examiner)」になれるよう、今後も語学研修制度を活用して、語学の勉強を続けていきたいと思っています。

海外大学派遣研修



佐藤 純也
Sato Junya
2017 年入庁
海外大学派遣研修(ワシントン大学)

現在、米国のワシントン大学ロースクールに留学し、欧米の知財制度や主要判例について学ぶとともに、大学のリソースを活用して日米の知財制度に係る比較研究を行っています。

私は、将来国際業務に関わっていく中で、海外知財庁の方々より高いレベルで議論ができるようになる必要性を感じ、欧米の知財制度や各国の社会情勢などを幅広く学ぶ必要があると考えました。国際的な場面で交渉や議論を行う機会に備え、特に米国のロースクールにて、自身がマイノリティとなる、プレッシャーのかかる環境下で自己研鑽をしたいと思い、今回の留学を決意しました。

ロースクールには、ヨーロッパやアジアなど世界中から学生が集まっています。中には裁判官や検察官など、多種多様なバックグラウンドを持った方々も在籍しているため、これまで自身が触れてこなかった分野について意見を交わす機会もあり、日々刺激を受けています。また、留学生同士のコミュニティや米国在住の方々との交流を通して、各国の文化や考え方、それぞれが抱える社会問題などについて学ぶ機会もあります。よく自分の中の「当たり前」が覆されたり、視野の狭さを実感させられたりすることもあるため、その度に、自身の軸となる考え方のアップデートに励み、国際感覚を養うよう努めています。

帰国後は、留学で培った国際的なコミュニケーション力や知見を活かして、海外知財庁との協力や法改正などの業務に尽力していきたいと思っています。

特許庁は、職員の関心やライフスタイルに合わせ、高度な専門知識を身につける機会を提供してくれるなど、全力でキャリアアップの後押しをしてくれる魅力的な職場だと感じています。将来、皆さんと一緒に働くことを楽しみにしています！

商標審査官の1日を公開！

審査業務部 マドプロ
阿部 達広 (2016年入庁)



働きやすい職場です！

商標審査官として、マドプロ審査室に所属し、日本で商標権を得るために海外から出願された商標の審査を担当しています。

また、指導審査官としての審査官補への実務指導や、国際協力委員会としての活動も行っています。

9:00

メール・スケジュールのチェック



フリーアドレスを導入しているため、今日は窓際の昇降デスク席でセッティングを行い、業務を開始します。メールをチェックして急ぎの対応が必要なものはないか確認し、自分が担当している案件の状況を整理して1日のスケジュールを立てます。

9:30

審査業務

午前中の時間を使って、自分が担当する案件の審査を進めます。私が所属する審査室の出願書類は英語で記載されているため、商標に含まれている単語の意味やどのような商品・サービスに使用するかなどにも注意を払っています。

13:00

審査官補への指導

担当する審査官補から提出された案件について、調査内容や起案文のチェックを行います。登録の可否だけでなく、その結論に至った過程も確認しながらフィードバックをするようにしています。審査はもちろん、研修や他の業務に関する状況も聞きながら、相談しやすい環境づくりを意識しています。



14:30

委員会活動

今回の「途上国研修」では、国際委員会のメンバーとして講師を務めます。「商標の類否判断」をテーマに、各国知財庁で商標審査を担当する職員の方々へ日本の審査手法を紹介する中で様々な意見に触れることができ、私にとっても学ぶことの多い貴重な経験となりました。



16:00

出願人対応

登録できない理由を通知した案件について、出願人や代理人の方からいただいた問合せに対応します。補正によってその理由を解消できる場合もあるため、分かりやすい説明と丁寧な対応を心がけています。



18:30

帰宅

明日以降の対応が必要な案件を整理して、退庁します。今日は同僚とフットサルで汗を流してから帰ります。体を動かすと良いリフレッシュになって、気持ち良く明日を迎えられます。今日も一日お疲れ様でした！



8:30

メール・スケジュールのチェック

出勤後、まずはメールをチェックし、1日のスケジュールを確認します。

登庁前

出勤前に、子どもを保育園へ送ります。家族と協力し、日によって送迎を分担しつつ、育児と仕事を両立しています。



10:00

部長レク

品質管理に関する取組について、幹部に説明(レク)に行きます。業務内容を問わず、仕事の方針を他の人に説明する機会はとても多く、業務を円滑に遂行するためにもとても重要です。特に大事な案件に関しては、入念に準備を行ってからレクに臨みます。



12:00



昼休み

事務職員の同期とお気に入りのお店でランチです。仕事やプライベートの相談を聞いてもらうなど、入庁以来、職場の同僚には、たくさん支えてもらっています。

14:00

定例会議

慎重な判断が求められる案件等についての協議を行う定例会議に出席します。専門性の高い議題を扱うため、その内容を理解・検討する作業には、これまでの審査業務で培った知識や経験が必要となります。行政事務においても、審査業務に関する知識・経験が求められる場面が多々あり、日頃から情報収集は欠かせません。

打合せ

商標審査の品質管理について、今後の方針を上司と相談しながら検討します。今ある業務をどうしたら改善できるか考え、それを実現していく過程はとても面白く、自分が所属する部署や自分自身に与えられたミッションに向かって働いている実感を持つことができます。



16:00

資料作成

審査の質に関する外部委員会の開催に向け、資料の作成を行います。この委員会は、審査の質の維持・向上に向けた取組について庁外からの評価を伺う貴重な機会です。



17:00

19:00

帰宅

この日は夫に子どものお迎えをしてもらい、仕事に集中する日です。作業が一段落したら、本日の業務終了です。お疲れ様でした。



審査で培った専門性を生かして、商標審査を支えています！

品質管理班
小林 智晴 (2014年入庁)



商標審査の品質管理を担当する品質管理班に所属しています。

商標審査業務で培った知識や経験を生かして、商標審査の質を維持、向上するために、審査官に向けた参考資料の作成、審査に関する協議への出席、品質管理に関する外部委員会への対応などを行っています。



若手職員へのインタビュー

商標審査官として採用され、どのような経験を重ね、どのような思いで業務に臨んできたのか。若手の審査官補3人に聞いてみました。

— 皆さんそれぞれどのような仕事を担当されていますか？

高崎 私は、雑貨繊維審査室で、洋服、おもちゃ、アクセサリなどの雑貨屋さんで販売しているような商品に使用する商標について審査をしています。それと同時に商標審査官の職場環境改善に関する業務にも携わっています。

佐々木 私は、産業役務審査室で、「広告業」や「銀行業」などのサービスに使用する商標を審査しています。よく知る企業からの出願もあり、自分の仕事が目に見えることが多いです。また、海外からの研修生に、日本の商標法や審査方法等について講義などを行う「国際協力委員会」にも参加しています。



国際協力委員会の会議の様子です。

佐藤 マドプロ審査室で、海外から出願された商標の審査を担当しています。また、商標審査官の採用業務にも携わっています。

— 商標審査官を志望した理由は何ですか？

佐々木 商標の審査に携わる唯一無二の仕事という点に魅力を感じたためです。また、地元に住む家族や友人にも私の仕事が届く可能性があるという点や、地域団体商標という制度を利用して地域活性化に貢献できる点も、地方出身者としては興味を引かれるポイントでした！

佐藤 商標審査業務の面白さに魅力を感じて商標審査官を志望しました。商標を構成する文字の意味合いや、その文字が世の中でどのように使用されているか、といったことを調査しながら審査をするという部分に面白みを感じました。今でもこの気持ちは変わらず、商標審査の奥深さを日々感じながら業務を行っています！

高崎 自分が今まで学んできた知識や趣味に関する知識を最大限に活かして仕事をすることができると思ったからです。審査でも実際に自分の趣味に関する知識が活かせる機会がありました！

— 実際に入庁してみて、職場の印象は変わりましたか？

佐藤 入庁前に説明会で接する職員の方々が非常に話しやすく、「この人たちと一緒に働きたい!」と感じていましたが、入庁後もこの思いは変わっていません。周囲の職員の方々が気さくで話しやすく、日々雑談や相談をしながら良い雰囲気の中で業務を行うことができます。

佐々木 法学部出身ではなかったので法律知識に不安がありました。サポート体制が充実していて、入庁後からでも専門知識を身につけて業務に臨むことができました。良い意味でのギャップでした。雰囲気については、説明会で感じていたとおり、和やかで相談もしやすく居心地の良い職場だと感じています。

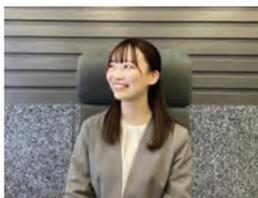
高崎 私も説明会で感じていたとおり良い職場だと思います！商標審査官の職場環境はとて恵まれており、研修が充実し、休暇の取得やテレワークでの業務がしやすく柔軟に働きやすい環境だと思いました。

— 商標審査官のやりがいは？

佐藤 日々自らの成長を実感することができる点です。商標の審査は難しく、悩みながら審査を行っています。それでも、指導審査官に相談をしたり研修を受講したりしながら、審査の経験や法律の知識を身につけていき、自分の能力を高めていくことができる点に非常にやりがいを感じています。

高崎 商標の審査では、新しい商品・サービスの情報に触れることができ、これをきっかけに自分の興味の幅を広げられることが仕事のやりがいです。

佐々木 自分の仕事を身近に感じられるところです。旅行先のお土産売り場で、私が審査した商標が使用されているのを見たときは、とても嬉しく思いました。商品やサービスを安心して売り買いする手助けができていることを実感すると、やりがいを感じます。



— 業務をしていて困難に感じたことはありますか？

佐々木 「商標は生き物」といわれるとおり、常に時代の変化に対応する必要がある点が難しいところだなと感じます。普段の生活や友人との会話でアンテナを張るよう心掛けていますが、その分野に詳しい他の審査官の助けを求めるとも多いです。

佐藤 商標が登録できないと判断した場合は、拒絶する理由をお伝えする文書を作成して通知するのですが、拒絶の理由をわかりやすく記載することは非常に難しいと感じます。書いた文章を指導審査官にチェックしてもらったり、他の審査官の文章を見て学んだりしながら、より分かりやすい文章を書くことができるよう奮闘しています。

高崎 私は、その文書に関する出願人からの問合せ対応に苦戦しています。初めて出願される方にとっては、商標制度は馴染みがないものですので、分かりやすい説明を心がけるようにしています。

— 印象に残った業務や研修はありますか？

高崎 地方経済産業局派遣研修です。本研修の一環として各企業に直接訪問し、商標権などの知財活用に関するヒアリングや商標制度について説明する機会をいただきました。普段の商標審査で培った知識も活かした貴重な経験でしたので、今後の先方の知財活用や商標出願の機運を高めるきっかけとなれたのはとても嬉しかったです。



研修で訪れた福島県ハイテクプラザ

佐藤 採用チームの活動が非常に印象に残っています。採用チームでは、採用イベントの内容を企画したり、イベントで業務説明を行ったりしています。学生と話すことや、学生に向けて説明をすることで、自分自身、商標審査官という仕事を見つめ直すきっかけになりますし、なにより商標審査官という仕事に興味を持ってもらえるのが非常に嬉しくやりがいがあります。



オンライン採用イベントの様子です。

佐々木 応援しているアーティストに関連する商標を審査できたことです。その商標が使用された文房具を使って仕事をすると、いつも増してモチベーションがあがります！商標権は、更新すれば半永久的に存続可能な権利なので、自分が審査した商標が未来でも活用されているかもしれないと思うとより嬉しく感じますね。自分のした仕事が目に見える形で残るのは、やりがいの一つだと思います。



佐藤 弘樹 Sato Hiroki

2021年入庁 マドプロ

採用チームの一員として、採用イベントの企画・運営を務める。



佐々木 真実子 Sasaki Mamiko

2021年入庁 産業役務

国際協力委員会の一員として海外の研修生に対し、商標制度等の研修対応を務める。



高崎 航平 Takasaki Kohei

2021年入庁 雑貨繊維

局派遣研修では、東北経済産業局に派遣され、知的財産室の業務を経験した。

— 仕事をする上で、どのようなことを大切にしていますか？

佐々木 商標が登録できるかどうかの審査をする上で、需要者の認識は大事な視点だと感じるので、「自分がお客さんだったら」という目線を常に意識するようにしています。

佐藤 相手の立場に立って仕事をするを何より大事にしています。商標審査でいえば、出願人の方にとって分かりやすい説明をすることや出願人の方の疑問に丁寧に回答することなどを心がけています。また、一緒に仕事をする職員同士であっても、思いやりを持って相手が仕事をしやすいように対応することを心がけています。

高崎 仕事の効率性を大切にしています。商標の審査では多数の案件を扱うので、1つの案件に時間をかけすぎると他の商標を審査することができません。そのため、審査の質を維持しつつ、案件に対する時間配分や審査の効率化を意識して仕事をしています。



— 最後に、これから挑戦したいこと、今後の目標を教えてください。

高崎 商標審査で得た経験・知識を活かして、商標制度の企画や商標法の法改正に携わりたいです。まずは、審査官コース後期研修などの研修を経て一人前の商標審査官となり、その後、商標行政事務の仕事を通して色々な経験を積みみたいですね。

佐々木 商標権は、商品パッケージや店名などにも使用され、世の中に溢れる身近な権利ですが、活用の可能性はまだまだあると思っています。もっと一般的な権利として認知してもらい、商標権を活かしていただけるよう、商標の専門家としてサポートしていきたいです！

佐藤 まずは、商標を審査することで商標審査の能力を高めたのですが、ゆくゆくは、新しいタイプの商標の審査も担当したいと考えています。また、商標審査を軸にして審査以外の商標行政事務にも従事していきたいですね。制度普及や法律改正業務などダイナミックな業務を通じて、様々な経験を積んでいきたいです。



1年目職員からのメッセージ

なぜ商標審査官を志望しましたか？

大学の講義で商標審査官を知りました。説明会等を通して商標審査官の業務の専門性の高さや多様なフィールドで活動できる点に魅力を感じ志望しました。



大学の講義で商標審査官を知りました。説明会等を通して商標審査官の業務の専門性の高さや多様なフィールドで活動できる点に魅力を感じ志望しました。

説明会の雰囲気が良く、魅力を感じました。また、経営を学習していたことを活かして、企業や産業の発展に貢献していきたいと考え、志望しました。

審査を通じて需要者の安心・安全な消費行動を支え、事業者の努力が評価される社会を実現したいと考えました。

関わっていたりんご農家の方が商標登録後、売り上げを大きく伸ばし、商標に興味を持つようになりました。

業務の希少性や、商標審査を通して事業者の権利と需要者の利益を保護できることに魅力を感じました。

大学で知的財産法を学び、商標制度・審査業務に興味を持ったことがきっかけです。

試験対策・就活中に心がけていたことは？

筆記試験の科目ごとに勉強する時間のメリハリを大事にしました。また、できる限り多くの説明会を周り、視野を狭めないようにしました。

月・日・時間単位でこまめに目標設定をすることです。スケジュール管理がしやすく、モチベーション維持にもつながりました。

最後の最後まで諦めず、自分のペースを保つことです。周りと比較して焦ってしまうこともありましたが、最後まで自分が頑張りが続けられるペースを意識していました。



計画的な学習と体調管理を心がけました。無理のない範囲で継続的に取り組むことを意識し、適度にストレスを発散しながら、心身ともに万全の状態を保つよう努めました。

今後の抱負は？

新しいことを着実に吸収し、公平で迅速な審査ができる審査官になりたいです。また、法改正業務などの行政事務にも興味があるので多岐にわたる業務に携われる人材になりたいです。

専門的な知識を活かして多様な業務に携わることができる仕事だと思うので、視野と可能性を狭めることなく、積極的に学ぶ姿勢を持って業務に臨みます。

商標審査官への第一歩として、世の中のトレンドをチェックしつつ、地道にスキルを積み重ねていきたいです。また、英語の学習にも力を入れたいです。

学べることをしっかりと吸収して商標審査官として様々な業務で活躍できるように取り組んでいきたいです。また、仕事やプライベートを含め同期や先輩方と親交を深められたらと思っています。



志望先を迷っている学生に一言！

自分のやりたいことを大切にしたいです。多くの選択肢の中で困難もあると思いますが、妥協せず、自信を持って頑張ってください！

予備校やネットでの情報のみに頼らず、説明会等に積極的に参加し、自分の目・耳で確かめることをお勧めします。

志望先を選択する際に自分なりの基準を明確にしておくことが大切だと思います。皆様にとって納得できる就職活動になりますよう応援しております。

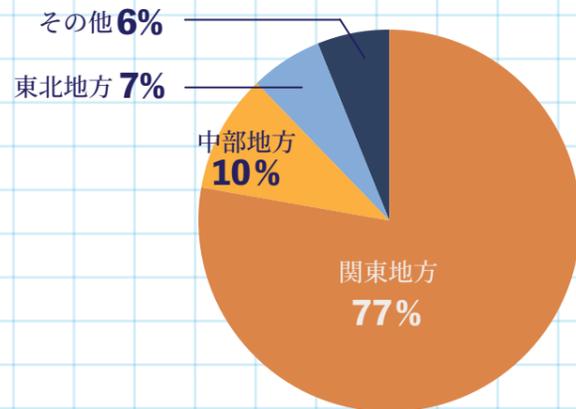
自分がなぜ迷っているのか、なぜ決めきれないのかを明確にすると、必要な情報や採るべき行動が分かってくると思います。応援しています！

学校の先輩方に話を聞いてみることも、説明会に実際に足を運んでみる大切だと思います。業務内容だけでなく職員の方や職場の雰囲気を知ることでも気づきがあり、良い判断材料となるかもしれません。

まずは幅広く探してみることで、良い出会いがあるのではないかと思います。

若手審査官 にインタビュー

Question 1 出身地域は？



Question 2 出身学部は？



Question 3 学生時代参加して良かったイベントは？

第1位 個別業務説明会

- ▶ 沢山質問をすることができ、仕事に対するイメージが明確になった。(参加時期：大学3年秋)
- ▶ 個別に知りたい仕事内容を具体的に知ることができた。(参加時期：大学4年春)

第2位 座談会 (商標審査官と語る会)

- ▶ 商標審査官の業務の幅広さを知ることができた。(参加時期：大学3年秋)
- ▶ 職員の方とお話することで、職場の雰囲気が分かった。(参加時期：大学3年春)

第3位 商標審査体験

- ▶ 商標審査の様子を明確にイメージすることができた。(参加時期：大学3年春)
- ▶ 商標に対する理解が深まった。(参加時期：大学卒業後夏)

Question 4 商標審査官になって良かったことは？

- ▶ 同じ案件は二度とないので、たくさん考え結論を出すところが面白い。
- ▶ 研修が充実しているため初学者でも専門性を身につけて働ける。
- ▶ 普段の生活で審査した商標に接する機会もあり、仕事の成果が目に見える。
- ▶ 周囲の方が優しく、気軽に相談できる環境が整っている。
- ▶ 自分のペースで仕事ができる。
- ▶ 1年目から責任感のある審査業務を行え、やりがいがある。

Question 5 商標審査官を選んだ決め手は？

- ▶ 審査が楽しそうだった。
- ▶ 高い専門性を身につけられる。
- ▶ 商標審査官にしかできない仕事がある。
- ▶ 説明会や職員の方の雰囲気がよかった。
- ▶ 審査実務、商標政策の立案、法律改正まで幅広い業務を経験できる。
- ▶ 研修制度が充実している。
- ▶ 審査官としても行政官としても活躍できる。

地方からの受験生 にインタビュー

Question 1 大変だったことは？

- ▶ 官庁訪問やイベント時のホテルの確保。
- ▶ 官庁訪問のスケジュール調整。
- ▶ 東京への交通費・宿泊費が高い。
- ▶ 情報収集に苦労した。

Question 2 一人暮らしにオススメのエリアは？

- ▶ 東急線沿線
- ▶ 埼玉高速鉄道沿線
- ▶ 丸ノ内線沿線
- ▶ 日比谷線沿線

始発駅が人気！

Question 3 特許庁との出会いは？

- ▶ 一般職各府省庁合同説明会
- ▶ 大学生協主催の説明会
- ▶ 各種 SNS
- ▶ HP



既卒の受験生 にインタビュー

Question 1 大変だったこと、不安だったことは？

- ▶ 試験勉強のため専門学校へ通ったこと。
- ▶ 働きながら面接対策や情報収集するのに苦労した(自治体の就職支援サービス等を活用)。
- ▶ 新卒の人と仲良くなれるか不安だったが、自然と打ち解けることができた。
- ▶ 知財に関する知識がなかったため不安だったが、入庁後に研修や業務を通じて学ぶ事が出来た。

Question 2 前職の経験が生きたことは？

- ▶ 職員とのコミュニケーション。
- ▶ ビジネスマナーや社会人としての振る舞い。
- ▶ 文書の起案決裁のプロセスは、前職と同じだった。

Question 3 既卒、社会人経験者にメッセージ

- ▶ ここでは民間企業とは違った経験ができると思います。気になっている方は是非ご検討ください！
- ▶ 現役生に比べ、試験勉強の仕方などを思い出すことは大変かと思いますが、その分社会人経験など強みもたくさんお持ちかと思います。無理せず頑張ってください。
- ▶ 転職は大きな決断であり、悩むことも多くあると思いますが、不安な点があれば、説明会等の機会を積極的に活用してください(自分も納得いくまで説明会に参加しました)。将来一緒に働けることを楽しみにしています！

【給与】 初任給：271,200円（行政（一）1-25の場合）
 ※地域手当、本府省業務調整手当含む
 ※地域手当に扶養手当は考慮されていません。
 期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：1年間に俸給等の約4.6月分
 扶養手当：扶養親族として 配偶者(月額3,000円) 子（月額11,500～16,500円）等
 住居手当：借家（賃貸のアパート等）に住んでいる者等に、月額最高28,000円
 通勤手当：交通機関を利用している者等に、1箇月当たり最高150,000円

【ワークライフバランス支援制度】

仕事と家庭生活の両立を支援する制度が多数あります(一部抜粋)。

	各種制度	対象		
		全職員	育児等	介護
勤務時間を柔軟に設定	フレックスタイム制（日ごとの勤務時間数・時間帯を変更）	○		
	早出遅出勤務（始業・終業時刻を変更）	○		
	育児短時間勤務、保育／育児時間（未就学児の養育のために勤務時間を短縮）		○	
	介護時間（介護のために勤務時間を短縮）			○
	テレワーク制度	○		
両立のための休暇・休業制度	出生サポート休暇（不妊治療のために、5日の範囲内で取得可能）		○	
	健康診断及び保健指導のための職務専念義務免除（妊娠中）		○	
	通勤緩和（妊娠中に、1時間を限度として勤務しないことを認める）		○	
	産前産後休暇		○	
	配偶者出産休暇（妻の出産に伴う入退院付添い等のため）		○	
	育児参加のための休暇（妻の産前産後期間中、未就学児の養育のため）		○	
	育児休業（3歳未満の子の養育のため）		○	
	子の看護等休暇（小学校三年生までの子どもを看護等するため）		○	
介護休暇			○	

詳しくは、人事院ウェブサイト等をご覧ください

ワークライフバランスの実現のため特許庁では働き方改革を進めています。

- ・フレックスタイム制や早出遅出勤務等を活用して、柔軟な働き方を選択できます。
- ・テレワーク制度はほとんどの審査官（補）が活用しています。
- ・テレワーク中であっても、オンライン会議システム等を使って審査官同士や出願人等とのコミュニケーションを取っています。
- ・働き方改革やワークライフバランスについて、審査官同士でも活発に議論しています。

【勤務時間・休暇】

勤務時間は原則として1日7時間45分で、土・日曜日及び祝日等は休みです。
 年20日の年次休暇（4月1日採用の場合、採用の年は15日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引など）及び介護休暇等が利用できます。また、両立支援のための育児休業等の制度があります。

【採用実績】

過去6年間の採用実績は以下のとおりです。

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
7(3)	4(2)	8(3)	11(6)	10(5)	11(7)

()内は女性数(内数)

【採用イベント】

志望先を悩んでいる方や、商標審査官について興味をお持ちの方向けに、業務をご紹介するイベントを開催しています。オンライン開催のイベントも多数ございますので、遠方に住んでいて対面参加が難しい方なども、ぜひお気軽にご参加ください。また、皆さんの興味・関心に合わせて、知りたい内容をマンツーマンでご説明する「個別業務説明」も行っておりますので、こちらもぜひご活用ください。



特許庁 HP
「イベント情報」

【採用検討委員会のコメント】

街を歩いているとき周囲を見回すと、たくさんの商標に囲まれていることに気がつきます。
 私たちが商標を目に留めるのはほんの一瞬かもしれませんが、その一つ一つに事業者の想いやこだわりが込められています。そして、そんな商標を守るためのお手伝いをするのが、私たち商標審査官の仕事です。
 商標審査官の仕事は、毎日のように新しい発見があり、日々着実に成長していることを感じられます。
 このパンフレットが皆さんの新たな一歩を踏み出すきっかけになることを願っています。